

# 都城総合庁舎空調設備改修事業

## 要求水準書

令和 8 年 2 月

宮 崎 県

## I 概要

### 1 所在地

- ・事業計画地：都城市北原町 都城総合庁舎内
- ・対象建築物等 ①本館 R C 造地上 3 階地下 1 階建 延べ面積 3, 789 m<sup>2</sup>
- ②会議室棟 S 造平家建 延べ面積 258 m<sup>2</sup>

### 2 事業スケジュール（予定）

本業務の主なスケジュールは、以下のとおりとする。

事業契約締結	令和 8 年 3 月下旬
設計期間	契約締結の日から令和 8 年 6 月 まで
施工期間	令和 8 年 7 月 ~ 令和 8 年 11 月
事業終了	令和 8 年 11 月 30 日 ただし、設計・施工期間は、工期短縮の受注者提案を可能とする。

※スケジュールは予定であり、前後する可能性がある。

### 3 関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、宮崎市景観条例（平成 19 年条例第 35 号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとし、仕様書類はすべて最新版を適用すること。

- ア 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）
- イ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）
- ウ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- エ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）
- オ 公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）
- カ 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
- キ 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
- ク 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）
- ケ 建築設備設計基準
- コ 建築工事監理指針
- サ 電気設備工事監理指針
- シ 機械設備工事監理指針
- ス 設計業務等共通仕様書（宮崎県国土整備部）
- セ 建築設計共通仕様書（宮崎県総務部）
- ソ その他関係適用基準等

#### 4 本事業における留意事項

- ア 施工用の電力・給水及び施工に必要な事務所、休憩所、便所等は、受注者が準備すること。
- イ 施工用の電力は、仮設電力を引き込むこと。給（排）水は、構内から分岐し、メーターを取り付けて、使用量に応じた料金を支払うこと。
- ウ 機器の搬入、据え付け、調整については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- エ 機器の搬入、据え付け、調整にかかる費用は、すべて工事費に含めること。
- オ 周辺住民や施設利用者等に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。
- カ 緊急車両及び周辺の車両の通行に支障がないよう配慮すること。
- キ 各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、行政手続き、届出等を遅滞なく行うこと。なお、申請等に要する費用は本業務の費用に含むものとする。

#### II 設置条件等

上記①及び②の空調設備改修工事に係る設計

- ・①及び②の空調設備を更新する。ただし、①の土木事務所所長室は新設とする。
- ・更新台数は既設同数とする。
- ・冷暖房能力については、熱負荷計算を行い、適切な能力の機器を選定する。
- ・更新及び新設する空調設備の方式は電気モータヒートポンプ（EHP）とする。
- ・既設空調設備の冷媒管、ドレン管については、機器廻り1m程度を更新する。
- ・既設空調設備の空調用リモコンは更新とする。リモコン線については既設流用とする。
- ・既設空調設備の電源ケーブルについては既設流用とする。
- ・機器及び配管等の更新に支障となる照明器具の取り外し・再取り付け、天井材の撤去・復旧を行う。
- ・空調設備更新後の図面を設計図として作成し、承諾を受けること。
- ・既存空調設備の設置場所及び仕様等は下記のとおり

棟名	室名	仕様	数量	既存機器能力
①本館	2階食堂	ACP-1 空冷ヒートポンプ エアコン（床置形）	1	冷房能力 28.0kW
	2階厨房	ACP-2 空冷ヒートポンプ エアコン（天吊ダクト吹出形）	1	冷房能力 5700kcal/h
	2階土木事務所所長室	—	—	—
②会議室棟	会議室 4	ACP-1 空冷ヒートポンプ エアコン（天井カセット4方向ツインタイプ）	1	冷房能力 14.0kW
	会議室 5	ACP-2 空冷ヒートポンプ エアコン（天井カセット4方向ツインタイプ）	1	冷房能力 12.5kW
	会議室 6	ACP-2 空冷ヒートポンプ エアコン（天井カセット4方向ツインタイプ）	1	冷房能力 12.5kW
	会議室 7	ACP-3 空冷ヒートポンプ エアコン（天井カセット4方向）	1	冷房能力 12.5kW

### III 業務実施に係る要求水準

#### 1 設計・工事監理業務

##### (1) 設計内容

空調設備改修工事実施に先立ち次の設計業務を行うこと。

###### ① 実施設計

- ・実施設計においても準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、実施設計成果物（設計図書、設計図面、及び数量計算書をいう。）を県に提出し、検査を受けること。実施設計成果物においては、次の事項を遵守し、実施設計成果物を提出すること。
  - ・本水準書Ⅰ3 関連法令、適用基準等を遵守すること
  - ・本水準書Ⅱ1 設置条件等を反映させること。
  - ・計画的で無理のない工程とすること

##### (2) 打ち合わせ

打ち合わせは次の区切りにおいて行うものとし、回数は3回とする。また、第1回打合わせ、実施設計終了時については、全体を統括する技術者が立ち会うものとする。

###### ① 実施設計業務着手時

###### ② 実施設計終了時

##### (3) 設計及び施工の配置技術者

次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格や経歴については、様式3号に記載するとともに、資格や従事した経歴が分かる資料を添付すること。

###### ① 直接的かつ恒常的な雇用関係にある以下の技術者を、全体を統括する担当者（設計施工統括管理者）として配置すること。なお、設計施工統括管理者は工事における現場代理人、主任技術者又は監理技術者を兼務出来るものとし、受注者が設計を委託する場合を除き、管理技術者を兼務できるものとする。

- ・1級管工事施工管理技士の資格を有する者

###### ② 設計における管理技術者については次のアの事項を満たす者とする 次のいずれかに該当する者であること

- ・一級建築士の資格を有する者
- ・二級建築士の資格を有する者
- ・建築設備士の資格を有する者

###### ③ 工事における主任技術者又は監理技術者は、次のいずれかの事項を満たす者を専任で配置すること。ただし、主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合（注）は専任を要しない。なお、工事における現場代理人を兼務できるものとする。

次のいずれかに該当する者であること

- ・1級管施工管理技士の資格を有する者
- ・2級管施工管理技士の資格を有する者
- ・管工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者

（注）「監理技術者制度運用マニュアル」及び「宮崎県公共事業情報サービス（R7.3.18 建設業法 第26条第3項第2号）の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例2号）の取扱いに

ついて)」を確認すること。

## 2 施工業務

### 施工体制及び技術者等の配置

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配置する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。